別紙４　実施説明書

プロポーザル方式実施説明書

第１　プロポーザル参加に係る手続き等

１　プロポーザルの概要

(1) 業務等の概要

ア 件　　名　東御市議会議場運営システム更新業務（物件提供者選定）

イ 業務内容　別紙仕様書のとおり

ウ 履行期間　契約締結日から令和７年11月20日まで

エ 上限金額　31,390,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 書類一覧

本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 公告文 |
| ２ | 仕様書 |
| ３ | 評価基準 |
| ４ | プロポーザル方式実施説明書 |
| ５ | 様式１ | 参加意向申出書 |
| ８ | 様式４－１ | 質問書 |
| ９ | 様式４－２ | 質問回答書 |
| 10 | 様式５ | 企画提案書 |
| 11 | 様式６ | 企画提案書等の取扱いに関する回答書 |
| 13 | 様式８ | ヒアリング出席者報告書 |
| 14 | 様式９ | 結果通知書 |

(3) スケジュール予定

本プロポーザル方式におけるスケジュール予定は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 日時等 |
| 質問書の締切 | 令和７年４月８日（火） |
| 質問の回答 | 令和７年４月10日（木）市ホームページに掲載 |
| 参加意向申出書締切 | 令和７年４月15日（火） |
| 企画提案書等締切 | 令和７年４月15日（火）から令和７年４月18日（金）午後３時まで |
| ヒアリング審査 | 令和７年４月23日（水）詳細は後日連絡 |
| 結果通知・公表 | 令和７年４月下旬 |

２　担当部署及び問い合わせ先

公告記載の「担当部署及び問い合わせ先」　担当：翠川

３　参加するために必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(2) 東御市の発注する物品及び委託等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等を定める要綱（平成16年東御市告示第237号）に基づき、当該年度の競争入札等参加資格者名簿に登載された者であること。

４　参加手続き等

(1) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類を提出すること。

ア　受付期限　第１第１項(3)のとおり（必着）

イ　提出先　公告記載の「担当部署及び問い合わせ先」　担当：翠川

ウ　提出方法　持参又は郵送

（郵送の場合は追跡可能なものとし、受付期間の最終日までに必着とする。）

エ　提出書類

参加意向申出書（様式１）

(2) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について疑義のある場合には、次により質問書を提出すること。質問に対する回答は、東御市ホームページに掲載する。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア　提出期限　第１第１項(3)のとおり（必着）

イ　提出先　公告記載の「担当部署及び問い合わせ先」　担当：翠川

ウ　提出方法　質問書（様式４－１）を電子メールで提出する（参加者から着信確認を行うこと。）

エ　回答日及び方法　第１第１項(3)のとおり

５　参加資格の喪失

(1) 参加意向申出書の提出期限の日又は受注候補者の特定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

ア　第３項に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

イ　第４項(1)エ及び第２第２項(2)の提出書類に虚偽の記載をしたとき

第２　企画提案書等について

１　企画提案書、その他企画提案に関する資料（以下「企画提案書等」という。）のうち、

　企画提案書には次に掲げる内容を記載するものとする。

(1) 提案内容

(2) 取組方針

(3) 実施体制

(4) 実施方法

(5) 工程表

(6) 価格提案書

次に掲げる内訳も添付すること

ア 令和７年度のシステム整備・保守に要する費用

(a) システム更新に必要なハードウェア・ソフトウエアの調達に要する費用

(b) 機材の設置等、システムの構築に要する費用

(c) 職員向け操作研修に要する費用

(d) 保守・メンテナンス等、今後の運用に要する費用 など

イ 令和８年度以降の保守・メンテナンス等、運用に要する費用

(a) 年間の保守等の運用に要する費用

(b) ５年分の運用費用 など

２　企画提案書等の提出

(1) 提出物

ア　企画提案書（様式５）

イ　企画提案書等の取扱いに関する回答書（様式６）

※　第５項(3)を参照し、確認の上、提出すること。

(2) 提出部数　紙面８部（正本１部、副本７部）

データ一式（CD-R又はDVD-Rに格納する）１部

(3) 提出先　公告記載の「担当部署及び問い合わせ先」　担当：翠川

(4) 提出期限　第１第１項(3)のとおり（必着）

(5) 提出方法　持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

３　企画提案書等作成にあたっての留意点

(1) 提案は、簡潔に記述すること。

(2) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。

(3) 具体的な設計図、模型（模型写真含む）、透視図等の使用は不要とする。

(4) 多色刷りは可とするが、評価においてモノクロ複写をするため、見易さに配慮をすること。

(5) 真に必要な場合を除き、個人情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

４　無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

(1) 第１項及び第２項に定める条件に適合しない提案。

(2) 虚偽の記載をした提案。

(3) 第１第３項に示した参加資格を有しない者の提案。

(4) ヒアリングに出席しなかった者の提案。

(5) 価格提案書の見積額が、第１第１項(1)エに示した契約上限金額を超える提案。

５　企画提案書等の取扱い

(1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受注候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。

(3) 企画提案書等は、公平性、透明性を期すために、東御市情報公開条例等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は、無償とする。

(4) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。

(5) 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。

(6) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。

(7) 受注候補者の特定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

(8) 企画提案書等の提出は、一者につき１案のみとする。

(9) 提出された書類は返却しないものとする。

(10) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

第３　審査の手続き及び受注候補者の特定

１　市が行う企画提案書等の審査

(1) 審査の実施

ア　ヒアリング審査

(a) 実施日　第１第１項(3)のとおり（必着）

(b) ヒアリングは、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。

(c) 市が別途定めた評価基準に従い審査を行う。

(d) ヒアリングへの出席者は４人以内（うち１人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、審査日当日の平日２日前までに、ヒアリング出席者報告書（様式８）を市へ提出する。

(e) ヒアリング時間は１者あたり40分（説明20分、質疑20分）程度を予定している。

(f) ヒアリング当日の追加資料提出は認めない。

(g) 提案者は、他の提案者のヒアリング審査を傍聴することはできない。

(h) ヒアリング審査は非公開とする。

イ　評価基準

別紙の評価基準のとおり。

２　受注候補者の特定

(1) 提出された企画提案書等を審査し、評価基準に基づき最も点数が高い提案者を受注候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受注候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(2) 受注候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受注候補者として手続きを行うものとする。

(3) 最低基準点をあらかじめ設定している場合において、審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受注候補者を特定しない場合がある。

(4) 提出者のうち、受注候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、結果通知書（様式９）により通知する。

３　特定の取消

受注候補者として特定された者は、特定の日から契約締結の日までの間に、次に該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受注候補者としての特定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新た受注候補者として手続を行うものとする。

(1) 第１第３項に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

(2) 第１第４項(1)エ及び第２第２項(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第４　その他

１　手続において使用する言語及び通貨

(1) 言語　日本語

(2) 通貨　日本国通貨

２　契約書作成の要否

要する。

３　契約保証金

　　東御市財務規則第124条第１項の規定に基づき、契約を締結したときは、契約金額の100分の10以上の契約保証金を市へ納付する。ただし、同規則第124条第３項の規定に該当すると市が認める場合には、契約保証金を免除する。

４　ヒアリング審査

　　実施する。

５　その他

本市が本プロポーザル方式のために作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできないものとする。

第５　結果の通知、公表

東御市公募型プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに基づき公表する。